

平成 25 年 2 月 26 日

沖縄電力株式会社

平成 25 年度太陽光発電促進付加金に関する認可申請等について

当社は、平成 21 年 8 月 28 日に施行された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」等に基づき、平成 25 年度に適用する太陽光発電促進付加金について規定した供給約款等以外の供給条件を、本日、経済産業大臣に認可申請をいたしました。

また、託送供給約款においても同様に、平成 25 年度に適用する太陽光発電促進付加金について規定した承認申請を行っております。

本日、申請を行った平成 25 年度に適用する太陽光発電促進付加金単価は、国の審査を経て認可される予定ですが、法令等に基づき算定した結果、以下のとおりとなりました。

○太陽光発電促進付加金単価

平成 25 年度		(参考)平成 24 年度	差 額
平成 25 年 4 月分	0.11 円/kWh	0.11 円/kWh	0.00 円/kWh
平成 25 年 5 月分から 平成 26 年 3 月分まで	0.07 円/kWh		▲0.04 円/kWh

※従量制供給の場合、供給電圧にかかわらず一律、上記単価になります。

※消費税等相当額を含みます。

○従量電灯の平均的なモデル料金への影響額（月間使用量 300kWh、消費税等相当額含む）

平成 25 年度		(参考)平成 24 年度	差 額
平成 25 年 4 月分	32 円	32 円	0 円
平成 25 年 5 月分から 平成 26 年 3 月分まで	21 円		▲11 円

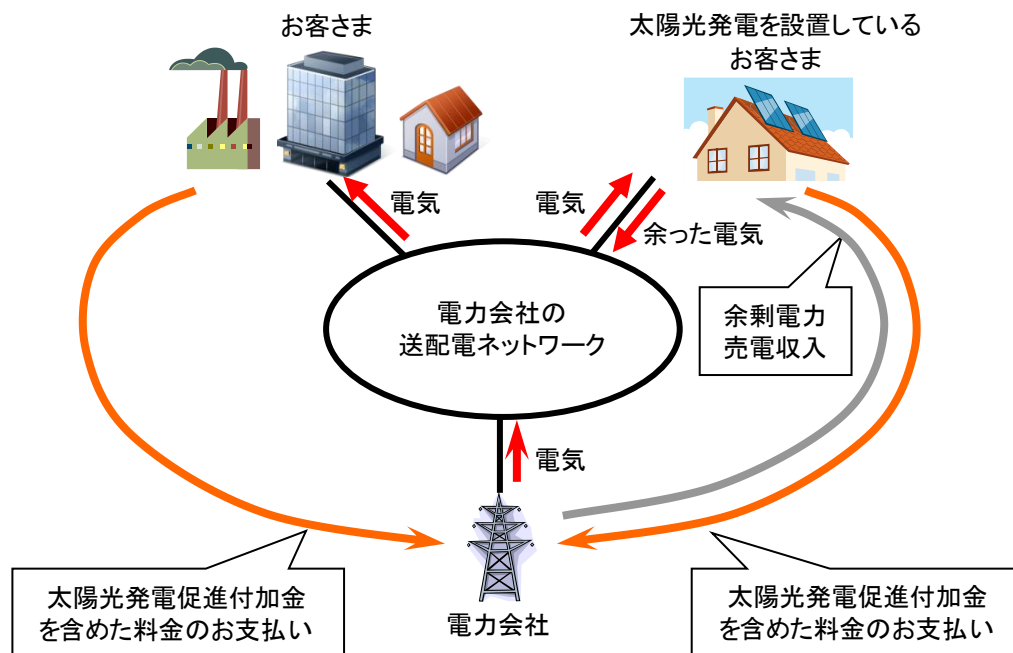
添付資料：太陽光発電促進付加金の概要について

以 上

太陽光発電促進付加金の概要について

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」等に基づき、平成21年12月分から平成24年7月分までの間、太陽光発電の余剰電力の買取りが実施されております。本制度は、ご家庭等に設置した太陽光発電で発電した電気のうち、使われずに余った電気（余剰電力）を国が設定した単価で電力会社が買い取ることを義務付けた制度です。

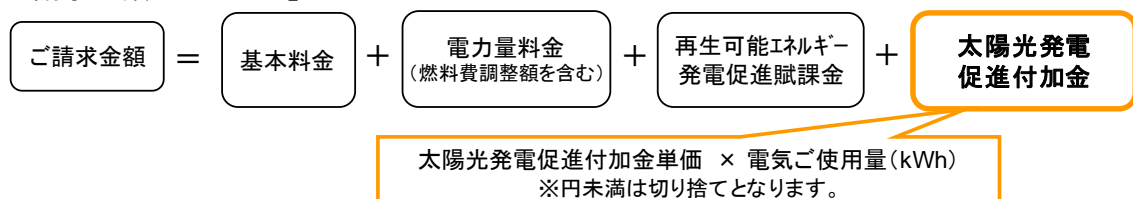
本制度において買取りにかかった費用は、「太陽光発電促進付加金」として電気をお使いの皆さま全員でご負担いただくことになっており、「全員参加型」の制度となっております。



1. 太陽光発電促進付加金のご負担について

余剰電力の買取りに要した費用は、電気をお使いの皆さま全員に電気のご使用量に応じてご負担いただきます。

【ご請求金額のイメージ】



2. 平成25年度の太陽光発電促進付加金単価について

平成25年度は、平成24年1月分から6月分の買取費用を回収することとなっており、平成25年度の太陽光発電促進付加金単価は、国の法令等に基づき算定した結果、平成25年4月分が「0.11円/kWh」、平成25年5月分から平成26年3月分までが「0.07円/kWh」となりました。

	平成23年度			平成24年度						平成25年度				平成26年度
	...	1	4	6	7	10	1	4	7	10	1	4	9	
余剰電力買取		平成24年1月分から6月分の実績買取費用			7月分	※平成24年7月分の実績買取費用は、平成26年度上期の太陽光発電促進付加金としてご負担いただくこととなっております。								
太陽光発電促進付加金					太陽光発電促進付加金のご負担 (4月分から翌年3月分)						太陽光発電促進付加金のご負担			

3. 自由化部門のお客さまのご負担について

太陽光発電促進付加金は、電気をお使いの皆さま全員にご負担いただくこととなっており、自由化部門のお客さまに関してもご負担いただくこととなります。

【参考】平成25年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価について

平成24年7月1日より「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」等に基づき、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されております。

同制度における再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、経済産業大臣が定める納付金単価に基づき決定し、電気をお使いの皆さま全員にご負担いただくこととなります。

平成25年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、平成25年4月分については、「0.22円/kWh」と決定しておりますが、平成25年5月分以降は、現在、該当する経済産業省告示が発出されていないことから、未定となっております。

平成25年5月分以降の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価につきましては、決まり次第改めてお知らせいたします。

以上